

支払い猶予・減免に関すること

R2.4.17現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
保育所等の利用者負担額の減免	世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合	世帯の収入状況等の調査に基づいて減免を決定します。	福祉課子ども係 電話番号 22-3524	
	保育所等を利用している支給認定子どもが、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、市町村の要請に基づく休園や登園自粛を行った場合	要請期間中、1日以上利用していない児童の保育料等利用者負担額を日割りで減免します。		
保育所等の主食費、副食費の減免	保育所等を利用している支給認定子どもが、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、市町村の要請に基づく休園や登園自粛を行った場合	要請期間中、1日以上利用していない児童の主食費、副食費を日割りで減免します。		
学童保育利用料の減免	学校の休校により、家庭保育に協力し、学童保育の利用を控えた場合	月額（5,000円）で利用申込している方に対して、10日未満の利用となった場合は、利用日数×500円で計算。 もともと、日割りで利用登録している人は、学校の休校により利用日数が10日以上の場合、月額の5,000円に変更。		
特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援等事業	臨時休校中に放課後等デイサービスを利用した児童・生徒	休校によって利用増となった自己負担分についての助成	福祉課 障害福祉係 電話番号 22-3526	

支払い猶予・減免に関すること

R2.4.17現在

支援制度名	対象者	内容	担当課・問い合わせ先	備考
母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	①各種資金の貸付を受けている者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予します。	福祉相談室 電話番号 22-3541	
	②子を扶養していない寡婦	②所得制限限度額の適用については、新型コロナウイルス感染症の影響により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある人に対し、所得制限の適用の対象としない。		